

国民年金基金は、日本国内に住所を有し、国民年金保険料を納めている
20歳以上60歳未満の方及び60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入
されている方がこれまでは加入できる制度でしたが、平成29年1月から、
海外に居住されており国民年金に任意加入されている方も国民年金基金
に加入できるようになりました。